

神戸市告示第 283 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり要措置区域に指定する。

平成 24 年 7 月 6 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定する区域

西区櫛谷町松本字下谷 234 番 1 の一部 (別図のとおり)

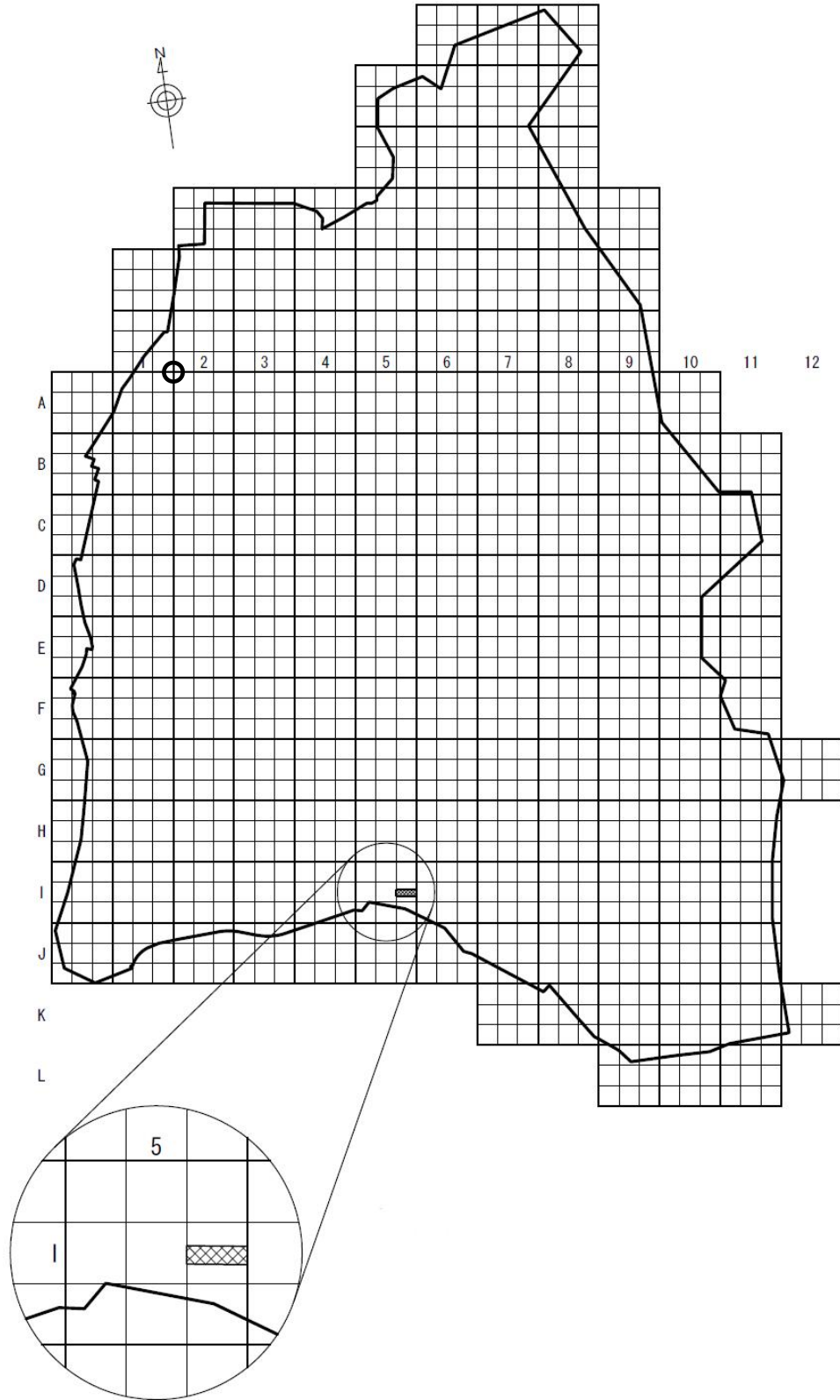
2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物

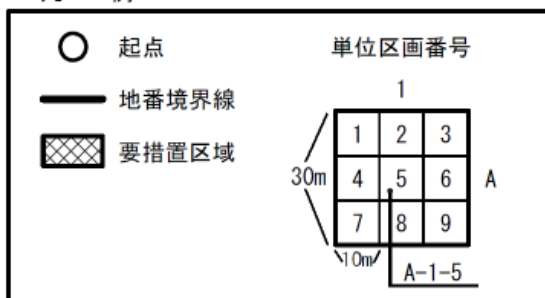
3 講ずべき指示措置

土壤汚染対策法施行規則別表第 5 の 1 の項の中欄に定める地下水の水質の測定

別図



凡 例



〈起点〉  
 起点は、西区榎谷町松本字下谷 234 番 1 の敷地内の調査対象地の最北端の地点（木杭）とする。

〈格子の回転角度〉  
 $7^{\circ} 54' 38''$   
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。